行橋記念病院訪問看護ステーション
・介護予防訪問看護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条 医療法人社団翠会が開設する『行橋記念病院』訪問看護ステーション〔以下「ステーション」という〕が行う介護保険法、老人保健法及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めるものとする。

この事業はステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は疾病、負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にあるものであって、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護及び適切な介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条

１．ステーションの看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

２．事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

第３条

１．ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

２．ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、看護師という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　　行橋記念病院訪問看護ステーション

(2)　所在地　　行橋市北泉３丁目９―１

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第５条　ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)　管理者・・・・・看護師　１名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整・居宅支援事業者との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、自らも指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たるものとする。また管理者は訪問看護師を兼務する。

(2)　看護職員・・・保健師、看護師又は准看護師　２．５名以上（内、常勤１名以上）
訪問看護師は医師の指示に基づき、訪問看護計画書及び報告書を作成し、(介護予防)訪問看護サービスの提供にあたる。

(3)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士・・・適当数　※必要に応じて雇用する
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(4)　精神保健福祉士・・・適当数　　※必要に応じて雇用する
生活相談を行う。

(5)　事務員・・・１名以上
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日は除く。
また夏季休館は 8月13日～15日とし、年末年始休館は12月30日～1月3日とする。

(2)　営業時間　午前９時００分から午後５時００分までとする
（正午から午後１時３０分までは除く）

(3)　上記の営業日、営業時間のほか電話等により24時間常時対応可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第７条　ステーションが行う訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1)　定期的な病状観察と健康チェック（体温・脈拍・呼吸・血圧測定等）

(2)　日常生活の看護　（清潔・食事・排泄のケア・寝たきり・床ずれ予防のケア療養環境の整備、コミュニケーションの援助）

(3)　検査及び治療促進のための看護（服薬のケア、血糖測定、床ずれやその他創傷部の処置）

(4)　リハビリテーション、リハビリテーション看護

(5)　認知症の看護

(6)　精神的、心理的な看護、生活リズムの取り方、日常生活自立への支援、社会復帰への援助
ストレスの解消、ストレスに対する援助

(7)　利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導

(8)　その他　（ 社会資源や社会制度活用等のサービス紹介）

（利用料の額及び徴収方法）

第８条　指定訪問看護、指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額及び徴収方法は次のとおりとする。

１．介護保険法における要介護者等に指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定訪問看護及び指定予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その１割～３割の額とする。
（＊介護報酬告示は事業所の見やすい場所に掲示することとする。）

２．老人保健法・医療保険各法・介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（老人訪問看護療養費・指定介護予防訪問看護費・訪問看護療養費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

１）基本利用料（1回の訪問看護につき）

（老人訪問看護療養費分）	介護報酬公示上の額	１割又は２割又は３割
（訪問看護療養費分）	70歳～74歳	２割又は３割
	75歳以上	１割又は２割又は３割
	健保本人・家族・国保	３割

２）加算利用料（自立支援医療１割負担）

① ２４時間対応体制
② 情報提供療養費
③ 規定時間（１時間半）を超える訪問看護料
④ 緊急時訪問看護加算
⑤ 業務時間外の訪問看護料　早朝（ＡＭ　6：00～ＡＭ　8：00）
夜間（ＰＭ 18：00～ＰＭ 22：00）
深夜（ＰＭ 22：00～ＡＭ　6：00）

３）その他の利用料

①	規定時間（1時間半）を超える訪問看護料　30分毎に	１０００円
②	業務時間外の訪問看護料（ＰＭ　5:00～ＰＭ 10:00）30分 毎に	５００円
	（ＰＭ 10:00～ＡＭ　9:00）30分 毎に	１０００円
③	営業日以外の訪問看護料（ＰＭ　9:00～ＰＭ　5:00）30分 毎に	５００円
	（ＰＭ　5:00～ＰＭ 10:00）30分 毎に	１０００円
	（ＰＭ 10:00～ＡＭ　9:00）30分 毎に	１５００円
④	交通費（公共交通機関等使用時）	実費
	（自動車使用時）次条の通常の事業実施区域	０円
	区域外でステーションから片道１０Ｋｍ未満	０円
	区域外でステーションから片道１０Ｋｍ～２０Ｋｍ未満	１００円
	区域外でステーションから片道２０Ｋｍ以上	２００円
⑤	死後の処置	１００００円

⑥ 日常生活上必要な物品は実費負担とする。

３． 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。また、支払いに対し明細を記載した領収書の発行を行うこととする。

４． 利用料金については、別紙利用料金表を掲示することとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、行橋市・みやこ町・築上町・苅田町・小倉南区の地域とする。

（緊急時、事故発生時における対応方法）

第１０条　事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の事故、病状の急変が生じた場合やその他必要な場合に、速やかにかかりつけの医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

（秘密保持）

第１１条

１．事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２．事業者は、予め文書で利用者やその家族の同意を得た時は、前項の規定にかかわらず、居宅サービスに関する連絡調整を行うサービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を利用出来るものとします。

（衛生管理等）

第１２条　訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

１．ステーションは事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める

２．感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。

３．感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。

４．感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

（相談・苦情対応）

第１３条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対して迅速に対応します。

（虐待防止のための措置）

第１４条

１．事業所は、ご利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。ご利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場には、ただちに防止策を講じ市町村へ報告とします。

２．虐待防止のための指針を整備するとともにご利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。

３．前項の措置を適正に実施するために虐待防止担当者を配置します。

（ハラスメント対策）

第１５条　ステーションは、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

１．職場において行われるハラスメントにより、訪問看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

２．カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化の必要な措置を講じる。

3．職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
4．相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

（身体拘束等の禁止）
第１６条　事業所は、サービス提供にあたって、ご利用者様の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他利用者様の行動を制限する行為（以下、「身体拘束」という）を行うことはありません。

（業務継続計画の策定等）
第１７条　ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
1．ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
2．ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）
第１８条
1．訪問看護ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を随時設ける。
2．この規程に定めるほか、関係各法令の規程を順守することとする。また、運営に関する重要事項は医療法人社団翠会　行橋記念病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
この規程は、平成２２年６月１日から施行する。
この規程は、平成２４年７月１日から施行する。
この規程は、平成２５年６月２１日から施行する。
この規程は、平成２８年７月１日から施行する。
この規程は、平成３０年９月１日から施行する。
この規程は、令和４年９月１日から施行する。
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
この規程は、令和５年６月１日から施行する。
この規程は、令和６年６月１日から施行する。